

# 一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 5 年 8 月 13 日

質問者 真鶴町議会議員 5 番 天野 雅樹

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	松本町長が再選時に掲げた公約について
<p>令和 3 年 12 月 19 日に執り行われた町長選挙において、松本町長は「1 年間無給とする」公約を掲げていました。松本町長が再選後、令和 3 年 12 月 28 日に開催された臨時議会において、1 年間無給とする条例改正案が議会に提出されましたが、私をはじめ、同僚議員 5 名も反対討論を行い、採決の結果、議長を除く 9 名中 8 名の反対で否決されました。</p> <p>多くの同僚議員の討論では、使用済選挙人名簿を不正にコピーし選挙に利用していた問題の責任の取り方、解決方法が「1 年間の給与を全額減額する」のみでいいのか、再考するべきとの多くの意見の結果、否決されました。</p> <p>その後、町長は、討論の内容を真摯に受け止め再度検討し、議案を再提出すると約束されましたが、その後、本定例会までの 1 年 8 カ月の間、議会への説明も議会への条例改正案の再提出も一切ありません。</p> <p>松本町長の再出馬の選挙戦において、1 年間無給で働くと公約していたことを信じ、町長が 1 年間無給で働いていると未だ信じている町民も数多くいます。</p> <p>これまでなぜ公約である「1 年間の給与を無給にする」との条例改正案を再提案しなかったのですか。また、今後、松本町長の公約である「1 年間無給」をどのように実行していきますか。</p>	

# 一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 5 年 8 月 13 日

質問者 真鶴町議会議員 3 番 村田 知章

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	特定空き家について
<p>令和 5 年 6 月 14 日に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されました。今年 12 月までに施行され、空き家対策が「活用拡大」「管理の確保」「特定空き家の除却等」の 3 本柱で強化されます。</p> <p>特定空き家とは、この法律では「倒壊などの著しく保安上危険となるおそれがある状態」「著しく衛生上有害となるおそれがある状態」「著しく景観を損なっている状態」「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」の 4 項目いずれかに該当する空き家と定義されています。</p> <p>特定空き家に該当するような空き家を放置することは、真鶴町民にとって悪いことばかりです。町を歩けば、台風や地震などが来なくても倒壊の危険を感じるような状態の空き家が何軒も見つかります。放置することは景観上も良くないし、周辺住民にとって不快な状況で、町の価値も下がると思います。</p> <p>今現在、真鶴町では特定空き家に指定した空き家はどの程度あるのでしょうか。現状を伺います。また、法改正を受け、今後の町の対応を伺います。</p>	

# 一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 5 年 8 月 13 日

質問者 真鶴町議会議員 3 番 村田 知章

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	水難事故の防止策について
<p>今年も真鶴の海で人が亡くなる水難事故が複数件発生しました。岩海水浴場のように全ての真鶴の海岸に監視員を配置するのは難しいことですが、毎年のように繰り返される水難事故を鑑みると、何かしらの対策も必要になってくるのではないのでしょうか。</p> <p>真鶴の海を楽しんでもらうためにも、海の安全は必要不可欠です。行政の対応だけで全てを防ぐことは不可能ですが、できる限りの情報提供を行うことで防ぐことができる水難事故もあると思います。</p> <p>例えば、離岸流の発生しやすい場所、安全なようで安全ではない場所などの情報です。良い例は琴ヶ浜の大変滑りやすい岩の上に「すべるキケン」とペンキで表記されています。この表記がなければ多くの人がこの岩で滑って転倒していることでしょう。</p> <p>地元の人には知っていても、地元の人ではない観光客や海で泳ぎ慣れていない海水浴客などに安全に海を楽しんでいただくために、危険個所の表記や、どのような事例で水難事故になるケースが多いかの注意喚起がもっと多く必要だと思います。</p> <p>また、過去の真鶴の海での水難事故の発生原因と発生場所などのデータを集約し解析することで、危険要因や危険個所が見えてくると思います。そのような水難事故のデータ解析はしておりますでしょうか。</p>	



# 一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 5 年 8 月 14 日

質問者 真鶴町議会議員 2 番 加藤 龍

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	小児医療費助成の対象年齢拡大について
<p>今、真鶴町では10月診療分から小児医療費助成事業の対象年齢を現在の「中学3年生まで」から「高校3年生まで」に変更を目指しています。</p> <p>そこで、以下についてお伺いします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・15歳から18歳までの年齢層において医療費助成のニーズが高いと判断したのはなぜか</li><li>・子育て支援、児童福祉が注目を集める中で、その終盤と言える15歳以上の児童について、真鶴町はこの年代に対し行政が関与できる範囲でどのような課題があり、どのような支援を行うことができると考えているか、また今後どのように取り組んでいくのか</li></ul> <p>以上</p>	



# 一般質問通告書

次のことについて、会議規則第 61 条の規定により一般質問を通告します。

令和 5 年 8 月 14 日

質問者 真鶴町議会議員 4 番 黒岩 範子

真鶴町議会議長 田 中 俊 一 殿

答弁を求める者	町長
---------	----

表 題	(1) 介護保険制度について
<p>真鶴町の高齢化率は8月1日現在、44.58%で、神奈川県下で一番高くなっています。物価高騰などにより、町民の暮らしは厳しいものがありますが、特に、年金に頼る多くの高齢者の暮らしに影を落としています。生き生きと老後を暮らすための介護制度の充実という立場から、伺います。</p> <p>① 当町では、地域包括センターを町直営で行い、高齢者の総合相談支援や「要支援1・2」の対象者のケアプランの作成などに応じ、行き届いた対応が喜ばれています。しかし、現在は保健師1名、看護師1名のほかに、社会福祉士1名、主任介護支援員専門員1名とするところを両方の免許を持った職員が兼ねて要件を満たしています。町の責任で、早急に社会福祉士か主任介護支援専門員のどちらかを職員として確保すべきと考えます。見解を伺います。</p> <p>② 来年度は、1号被保険者（65歳から）の介護保険料の見直しがありますが、どのようになりますか。積立金の状況はどうなっていますか。</p> <p>③ 介護予防の徹底、充実について</p> <p>認知症を引き起こす原因の一つともされる加齢性難聴予防のため特定健診での聴力検査の検討(令和4年12月一般質問の回答)はどうなっていますか。その他、町の介護予防の取り組みの特徴点を伺います。</p> <p>④ 介護従事者の待遇改善を図るため町として方策を考えていますか。</p>	